

平成26年第2回睦沢町議会臨時会会議録

平成26年11月6日(木) 午前10時00分開会

出席議員(13名)

1番	田邊明佳	2番	田中憲一
3番	麻生安夫	4番	清野彰
5番	今関澄男	6番	幸治孝明
7番	幸治正雄	8番	岡澤宏一
9番	中村義徳	10番	市原時夫
11番	荻野新衛	12番	市原裕一
13番	市原重光		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	市原武	副町長	宮崎登身雄
総務課長	高橋正一	地域振興課長	平山義晴
総務課 政策企画担当主幹	鈴木政信	地域振興課 生活環境・地域整備 担当主幹	田邊浩一
総務課副課長 兼総務班長	川越康子	総務課副課長 兼財政班長	白井住三子

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	石井安邦	書記	麻生健介
書記	中山大輔		

議事日程(第1号)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件

- 日程第 3 議案第 1号 契約の締結について
- 日程第 4 議案第 2号 契約の締結について
- 日程第 5 議案第 3号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第 6 議案第 4号 平成26年度睦沢町一般会計補正予算（第3号）

（町長の提案説明、質疑・討論・採決）

○議長（市原重光君） 開会の時間にまだ若干時間がありますけれども、私のほうから1件だけ皆さん方にご報告をさせていただきます。

昨日でありましたけれども、大阪府の泉南郡田尻町議会の文教厚生常任委員会の視察がございました。私どもも町と協議をした中で受け入れをさせていただきました。

内容は「我が町が今目指している地域再生。健幸のまちづくり計画」そういうことを学びたいという内容でございました。この田尻町という地域は、ご案内かと思えますけれども、関西空港のおひざ元でありまして、人口は私どもの町よりも1,000人ぐらい多い。以前は約6,700人の人口であったと、空港の関連もあったかと思えますけれども、非常に財政豊かな町でありますけれども、内容は質問の内容等伺ってますと、やはり人口がふえてくるとやはり医療の、医療費の額が年々上がるから、まずそれを抑制するようなそういう展開をしたいということであったのかなというふうに思います。我が町が目指している健康のことが一つありますから、それを学びたいというふうなことでございました。そういうことが昨日行われました。

そういうことで、議員各位には一つご報告をさせていただきます。機会がございましたので、この場をおかりいたしまして、開会前にお知らせをしたいと思います。ありがとうございました。

◎開会及び開議の宣告

○議長（市原重光君） それでは、皆さん改めましておはようございます。

ただいまから平成26年第2回睦沢町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○議長（市原重光君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

地方自治法の規定による議長からの出席要求に対し、別紙のとおり出席者の報告がありました。

お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

◎議会関係の報告

○議長（市原重光君） 次に、本日の臨時会に係る議会運営委員会が本日9時から開催されました。内容について、中村義徳委員長より報告があります。

中村委員長。

○議会運営委員長（中村義徳君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会からご報告いたします。

本日午前9時から、議会運営委員会を開催いたしました。

案件は、本日招集されました、平成26年第2回睦沢町議会臨時会にかかわる、日程等についての協議であります。

協議の内容について、お手元に配付の日程により、ご説明申し上げます。

提出議案は、「契約の締結について」2件と、「損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について」、「一般会計補正予算」のあわせて4件であります。

したがいまして会期は、本日1日限りとして予定をいたしました。

皆さん方のご理解と、ご協力をお願い申し上げます。議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

以上で、議会関係の報告を終わります。

◎町長挨拶並びに行政報告

○議長（市原重光君） ここで、町長から挨拶並びに行政報告があります。

市原町長。

○町長（市原 武君） 皆さん、おはようございます。

平成26年第2回睦沢町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席いただきまことにありがとうございます。

先日の農林商工まつりにつきましては、ご参加をいただきまことにありがとうございました。ごらんのとおり大変盛況であったのではないかなと、特に町民からも午後2時半ごろに終了予定でしたが、最後まで大変大勢のお客さんがいてにぎわったというようなどころでございました。

これも年々新たな試みを少しずつではありますけれども、職員も努力していただきまして、やっているものたまものかなというふうに感じておるところでございます。

また、昨日の千葉日報の報道にありましたように上市場地区においてのまちづくりということで、今議長からも若干それに近いお話がございましたけども、タウンミーティングということで、もう既に第2回を終えております。全部で6回を行う予定でございますが、20代から70代にかけて、70人強の方が参加をして議論をしていただいております。

また、この内容については、毎回毎回、中身を濃くしていっていくということで、私もその都度、参加をさせて見守らせていただいておりますが、非常に濃い議論がされているのかなということで、この結果が年明けの1月ごろ出てくるということで伺っております。大変、その結果を楽しみにしているところでございます。できればこれを、そのまんま当然皆さんにお諮りするわけですが、行政に反映できればというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、本日の案件でございますけれども、改めて提案理由等申し上げますが、契約の締結が2本、また、先月10月5日から6日かけての台風18号の影響による損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定1件と、補正予算1件でございます。慎重にご審議の上、原案のとおりご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、総務課所管の行政報告をさせていただきます。

町では、この11月1日から情報配信メールを開始いたしました。このサービスは防災、防犯関係のほか、生活関連情報、健康情報、学校関係情報等、電子メールにて携帯電話、パソコンへ配信するサービスでございます。利用方法につきましては、広報11月号とともに配布させていただきました睦沢町情報配信メールサービスが始まります。をごらんいただきたいと思いますが、議員の皆様方にもぜひご利用くださるようお願いをいたします。

次に、先月の台風18号、19号による被災状況を報告させていただきます。

まず、18号の累計雨量でございますが、降り始めてから216ミリでございました。主な被災状況といたしましては倒木が29か所、カーポート及び屋根等の破損等7か所、これは若者定住の場所でございます。防犯灯の破損2か所で公共土木施設等への被害や床上、床下浸水等はございませんでした。自主避難された方は農村環境改善センターに4名の方が避難された状況でございました。

台風19号につきましては累計雨量が66ミリメートルと少なく、自主避難者はなく、倒木も1か所でございました。

続いて、防災無線の放送時間及び同運営委員会関係についてご報告をさせていただきます。現在町の防災行政無線のミュージックチャイムは、睦沢町防災行政無線運用細則において、

午前5時、午前11時30分、午後4時の3回放送となっております。しかしながらこのうち午前5時のチャイムについては最近の生活形態とあっておらず、時間が早過ぎるのではないかというご指摘、ご意見を住民の方からいただいております。

長生郡市内の状況を見ますと、本町を除いて早いところでは午前6時、遅いところでは午前8時の放送となっておりますことから、9月12日開催の防災行政無線運営委員会に諮り朝のミュージックタイムを平成27年1月1日から午前6時とすることといたしました。住民の皆さんへの周知につきましては、広報12月号や、防災行政無線で十分周知をしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、防災行政無線運営委員会についてでございますが、本委員会は防災行政無線の導入とともに設置され、防災行政無線の放送内容や運営について審議する機関として設置されました。これはもともと有線放送において、こういう協議会が保たれることというふうになっていたのでございます。しかしながら本来ではこの機関がなくても運用は可能であったということを確認しておりますが、本町、防災行政無線は有線放送から移行したものであります。当初は放送の内容等の是非や防災行政無線そのものへのご意見等、さまざまな問題を図る場として、本委員会が重要な役割を果たしてきたものと認識しております。

しかしながら、防災行政無線の導入から25年以上が過ぎ、放送内容も固定されてきたこと、無線のデジタル化も戸別受信機を残し整備されたこと、設置市町村が少なくなってきたこと、また行政改革に伴う委員会の統廃合の推進等に鑑み、本委員会の廃止を9月12日開催の防災行政無線運営委員会に諮ったところ、了承いただきましたので、関係条例の改正を平成27年3月31日をもって廃止したいというふうに考えております。

なお、今後の防災行政無線の運営上の住民の皆さんにお諮りするような問題につきましては区長会に、またシステム等の改廃などの問題については、防災会議において審議していきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

以上、挨拶と行政報告を申し上げます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでございました。

本日、お手元に配付のとおり、町長から議案の送付があり、これを受理したので、報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（市原重光君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則の定めにより、議長から指名をいたします。7番幸治正雄議員、8番岡澤宏一議員を指名いたします。

◎会期決定の件

○議長（市原重光君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員会で決定のとおり本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日の1日とすることに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（市原重光君） 日程第3、議案第1号「契約の締結について」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第1号「契約の締結について」、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は太陽光発電施設設置工事に関するものであります。災害時に町内の防災拠点となる役場庁舎及び農村環境改善センターに太陽光発電設備を設置することにより、災害時の安全性と再生可能エネルギーの推進を図ることを目的とするものです。

工事概要は、太陽電池モジュール25キロワット、50キロワットアワーの蓄電池付き太陽光発電パワーコンディショナーを設置するものです。当該工事の予定価格は7,520万7,960円で、契約の方法は一般競争入札により実施いたしました。

9月22日付にて、一般競争入札の資格要件等公告したところ、2社の入札参加申請があり、

資格要件を満たしていたことから入札に付したところであります。

この入札を開札したところモデン工業株式会社茂原支店が睦沢町低入札価格調査制度における調査基準価格6,392万6,766円を下回った価格で入札を行ったことから、睦沢町低入札価格調査制度取扱要領第5条により、調査を実施し当該業者を落札者とすることに問題がないことを確認したので、落札者と決定をいたしました。

入札参加業者につきましては、議案審議資料に記載のとおりでございます。契約金額は6,102万円で10月31日に仮契約を締結いたしました。工事の履行期限は平成27年3月20日でございます。

本件は、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議の上、ご承認賜われますよ、お願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから、質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 今、ご説明いただきましたモデン工業ですが、この資格条件にかなったというお話でございましたが、この業者の信頼性の問題ということになるわけですが、その条件にかなったという内容について、ご説明いただきたい。例えば、実績とか、規模とか、技術力とかってあったと思うんですよ、お願いします。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 資格要件についてご説明申し上げます。

今回、2社から申し込みがあったわけでございますけども、まず1点目の資格要件は、睦沢町建設工事入札参加資格者名簿に登載されているものであること。そのほかにいろいろあるわけでございますけども、電気工事の総合点数が1,200点以上であることというものでございます。

そのほかには、千葉県内に本店、建設業法に基づく許可を得た営業所があるもの、また、1級電気工事施工管理技士、またそれと同等以上の資格を有しかつ電気工事にかかわる管理技術者証の交付を受けているものであること。そして、本工事に専任で配置できるものであること、そのほかには過去5年間で本工事と同種、いわゆる太陽光発電設備及び蓄電池の設備でございますけども、その公共工事を元請として受注した実績があること。

そのほかには、地方自治法施行令167条の4の規定のほかに、次の各号に該当しないもの

であることということでございますけども、これにつきましては手形交換所による取引停止を受けてから2年間経過しないもの、または本工事の入札前6か月以内に手形、小切手、不渡りを起こしてないもの、そのほか、会社更生法の適用を申請したもの、また、同法に基づく裁判所から更生手続開始決定がされていないものと、これを資格要件として審査をさせていただきます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 今の実績上の問題で元請としての実績があるということでございますが、そうすると下請だとか、孫請だとか、そういう形で、こういう低額でやった場合に、きちっとした工事ができるのかどうかというところの全国的に言えばそういう不安もなきにしもあらずということだと思えるんですけども、この辺のところはこの低額でやるということと、その工事が確実性ということがきちっと町として、例えば、下請を使うにしてもその保証はあるのかと、いろんなどこ見ますと、より下請にいった場合にさらに安くやってもらうということで、変な言い方ですけど、手抜きになっちゃうということが絶対ないと言えない実態もありますので、その辺の信頼性が確保されているかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 町長の提案理由の説明の中で、今回、低入札価格調査制度に該当するということで、予定価格よりも約19%ぐらい低い価格で入札がございました。そのようなことから調査に入りまして、今議員がおっしゃるようなものに該当しないかの項目を調査させていただきました。

そういった中で、例えばその資料の中には下請からちゃんと見積書をとっているのかとか、下請へのしわ寄せを行わないという確約、また今回の入札額により、必ず施工できるという誓約書等々もいただいた中で最終決定をさせていただいてございます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） ほかに、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） それじゃあ、ないようでございますので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 契約の締結については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（市原重光君） 挙手全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（市原重光君） 日程第4、議案第2号 「契約の締結について」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第2号「契約の締結について」、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、橋梁維持工事、川瀬橋に関するものであります。町内既存施設を目視等による点検を実施し、策定をした橋梁長寿命化修繕計画に基づき、予防保全型の修繕を計画的に実施し、安全・安心な道路環境の確保を図ることを目的とするものでありまして、工事概要は車道部橋面舗装打ちかえ、けた塗装塗りかえ、伸縮継ぎ手交換、橋梁用防護柵新設等を実施するものです。

当該工事の予定価格は8,007万1,200円で契約の方法は一般競争入札により実施いたしました。9月22日付にて、一般競争入札の資格要件を公告したところ2社の入札参加申請があり、資格要件を満たしていたことから、入札に付したところであります。入札参加業者につきましては、議案審議資料に記載のとおりでございます。入札結果は予定価格の制限範囲内で、片岡工業株式会社が落札いたしました。

契約金額は、7,992万円で10月31日に仮契約を締結いたしました。工事の履行期限は、平成27年3月20日でございます。

本件は、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜わりますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから、質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） この工事による交通規制等という問題も生じるのでしょうか。

○議長（市原重光君） 田邊担当主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（田邊浩一君） この工事につきましては、川瀬橋のほう片側通行で実施したいと思っております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） ほかに、ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 契約の締結については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（市原重光君） 挙手全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（市原重光君） 日程第5、議案第3号 「損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） ありがとうございます。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第3号「損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について」、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、平成26年10月の台風18号により、リバーサイドタウン18棟のうち5棟のカーポートの屋根が強風により破損して飛び、その一部が道の駅つどいの郷むつざわ駐車場内の川野氏の車両に損傷を与えたことに対し、和解し損害賠償をしようとするものでございます。

平成26年10月6日の午前中に道の駅つどいの郷むつざわから連絡を受け、直ちに現場を確認し、車両の損傷の状況及び、つどいの郷の店員により、カーポートの屋根の一部がつどいの郷に向かって飛んでくるのを目撃したとの証言がありました。

台風等の自然災害については、町に過失責任がありませんが、これについては、町の顧問弁護士とも協議をいたしました。その結果、国家賠償法第2条の裁判判例等に準じて判断いたしますと、過失がなくても責任を負う無過失責任となり得るという判断をさせていただきました。ということで、車両の修理費相当額を支払うことで和解をしようとするものでございます。

本件は、地方自治法第96条第1項第12号及び13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから、質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 25万3,601円の内容について、ご説明ください。

○議長（市原重光君） 田邊担当主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（田邊浩一君） 台風18号の強風にカーポートがつどいの郷のほうの駐車場にとまっておりました車両に当たりまして、その状況ですけれども屋根のほうは、車の屋根及び運転席側のドア及びボンネットのほうに当たりまして、当たって傷がついたということで、それについての板金塗装の費用になっております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） じゃあ、それ純粋に板金塗装の修理代、純ってことですね。

○議長（市原重光君） 田邊担当主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（田邊浩一君） そのとおりでございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） それでですね、私ちょっとここで疑問が生じるんですが、このカーポートの屋根がなぜ強風によって破損したのかということの原因についてなんです、例えば、10年、20年たって老朽化をしたということになれば、ある程度それはあり得ることで、でき上がって、それこそ1年もたたない段階でこの強風により破損ということなのですが、そういう異常な、強風が生じたのかということについては、私はちょっと理解しかねるわけですが、この商品自体に問題はなかったのかというところの問題についてはきちっとこれ、つまり、これからいろんな工事やっていく意味で、この商品の耐久性、対応について、そこが私は、損害賠償についてはそういうことでしたらこれは相手のことあることですから、いいことだと、これはこれでいいと思いますが、問題は、今後こうした事態が生じないようにするためには、その商品が適切であったのかどうか、ということの問題が一番大事ではないかと思うんですが、そこの話がなかったのでご説明願いたいと思います。

○議長（市原重光君） 田邊担当主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（田邊浩一君） カーポート、材料等の関係でございますが、これにつきましては一応国土交通大臣の認定番号とった材料ということでございまして、施工についてもその後、現地確認しましたところ不備はないというふうに見受けられました。

また、風の関係でございすけども、メーカーですと風速38メートルに一応対応ということになっております。

その18号による風速でございすけども、リバーサイドのそこには風速計ございせんので、近くということで茂原の観測所のデータを見ますと、そのときに一応、風速で一応最大風速約32メートルの風が吹いているということでございす。

また、カーポートにつきましても5棟が屋根が飛んでおりますけども、それにつきましても、飛んだ屋根につきましてもつどいの郷のほうに飛んだものと、大上の坪六耕地のほうに飛んだものというふうに関わり周りに飛んでおりますので、瞬間的にはそれを越えた風速が発生したのではないかというふうと考えております。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 数字としては32メートルがあると、しかし、わからないけど38メートルを超えただろうと非常に善意な温かい配慮の推定額だと思うんですが、私は、これ車だ

ったからいいですよ、人に当たって大災害になった危険性があるわけですよ、それで、どう見てもそうすると50メートルとか、60メートルではないと、はっきりしているのは32メートルだけがはっきりしてると、ただ、それで言えば対応できる範囲内としても超えたとしても、若干超えた程度で飛んでしまったということだと思っんですよ。

ただ、その点でこの商品が、そのままこうした公共的な建物の中で使ってもいいのかと、そらいろんところが許可しているかいいじゃなくて、現実にかこうした事故が起きたということで、私は町が選んだということの問題じゃないですよ。実際にそういうことが起きたということで、今後の対応と問題として、耐久性の強化を、つくっているところに求めるなり、実証実験をやり直せというなり、これね、死亡者出るとか、けが人出たらどうします、これ。本当に私これ不幸中の幸いだったと思っんです。

そういう点で、私はこうした商品のあり方については、再検討する必要があるんじゃないかと思っんですよ。何ら証明できてないんだから。この38メートルでと言ってるけど、それに対応したのかどうかってこの証明はないわけでしょ。はっきりしてるのは32メートルだけですよそれ。しかし、飛んだんだから企業の言うとおりに38メートル以上あったんじゃないかって、これはちょっと余りにも甘いと思っんですよ。

そういう点で、この対応、現時で言えばもうちょっとの風でも対応できるような、そうしたメーカー商品に変えるとか、このまま、じゃあ、つけ変えればいいって、また同じことが起きないとは絶対言い切れない。今度はそうすると人身事故につながる可能性もあるという点で、安全性の側面から、私は再検討する必要があるんじゃないかと思っんですよ。その点はいかがでしょう。

○議長（市原重光君） 田邊担当主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（田邊浩一君） 一応、今議員おっしゃるとおりに一応茂原のほうでは32メートルという観測データあるんですけども、部分的に睦沢等の関係でありますと、部分的なものが、的にはそれを超えたというような判断のもとにこういう形でさせていただいております。

また、メーカーのほうについて、一応国土交通大臣の認定番号等を受けておるので、品質的には問題はないと思っんですけども、今後、38メートル以上の風等の関係もございしますので、その辺はまたメーカー等々とまたその辺については協議をさせてもらって、そのような、ある程度対策等を考えたいと思っいます。

ただ、また余り強化にしますと躯体自体が曲がってしまうというようなこともありますの

で、その辺、メーカーとの相談等もございますので、よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） それを強化するとこっちが曲がっちゃうって、そういう問題じゃないんですよ、それは。曲がらないようにすればいい話だ、そういう強化すればいいわけなのでね。それはまずいですよ、そういう答弁は。

それと、メーカー等にちゃんと対応を求めるといいんだけど、付け替えてもね、同じような風吹く可能性あるわけでしょ、もう一回飛ぶ可能性があるということですよ。補強したんなら別だけど、そこが心配だということなの私は。一度あることは二度あるということ、二度あることは三度あるか。ということだからその辺で今度同じような台風が来た場合に今度はものだけじゃなくて、人になりかねないということになるんじゃないかと。その辺のところも考えて、補強するなり、とりあえずやるとか、何かしたほうがいいのかな、それとももう後はこんな風、吹きませんと、もう飛びませんと、1棟飛んだらわかるよ、5棟も飛んじゃってるんだから、これはちょっとね、特殊なとは言い切れないよねという心配なわけ。私は、じゃないかなと思うんだけどね、どうだろう。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 議員心配されるとおりでございまして、自然災害につきましては、たまたま今回は風でございましたけども、風水害、河川の増水とか、予期せぬ人間ではどうしようもないことが多々起きております。それについて人間の力で全て防御する姿勢をできるかということ、やはりそうではないと、やはりそれとうまくつき合わなくちゃいけないというようなことで、今後については、こういう台風時には外出を控えるような指導をもっと強化していきたいし、あるいはまたそういうことが想定されるときは、例えばですけども、そのカーポートの周りに網をかけるなど、飛散ができないようなことも措置としてすべきではないかなというふうに感じております。

また、現在では、ちょっとこれについても保険対応をしてなかったということがございました。ということで今後は保険対応なり、先ほど申し上げましたとおり、予想されるときにはそれなりの措置をきちんととっていきたいというふうに思います。そのようなことで対処したいと思いますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（市原重光君） ほかに、質疑。

萩野新衛議員。

○11番（荻野新衛君） 今の説明聞いて、国交大臣の保証があるからとか、安全基準になってるからどうのこうのじゃなくて、この事故が起きたときにメーカーのほうに、すぐにこういう状況だということで、メーカーに一応来てもらったり何なりして見てもらったのか。

あとは、おらの方は売ったんだから、だから38メートルの保証で後は知りませんよなのか、現実ね、これからこういうことは自然災害、今までと違うような状況出てきますからね、やっぱりこれを一つの手本としてね、私はやるべきだろうと、だから、まず、そこのメーカーに来てもらって、見てもらったのか。

例えば、この18戸のうちなんか調べると、17戸ぐらいはカーポートがあると、今回の風で18号の風で、じゃあ、若干ある部分が弱くなっているかもしれない、次は20メートルでほか飛ぶかもしれない、その辺の点検等はどうなってるのか、その2点について伺いたいと思います。

○議長（市原重光君） 田邊担当主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（田邊浩一君） まず、点検につきましては、その後につきまして施工業者等と一緒に現地の方を確認させてもらっております。また、飛んだことにつきましては、一応すぐに飛んだか所につきましては、施工業者と町のほうで現状の確認と飛んだ関係、あと屋根の上からの点検等をさせてもらっております。

メーカーのほうにつきましては、一応、先ほど言ったようにメーカーについては38メートルで、実質32メートルということで、メーカーのほうにつきましては、直接メーカーのほうに、まだちょっと連絡はとったんですけど、なかなかメーカーのほうの都合つかなくて、来てもらってない状況でございますけども、一応確認をしたところ、いろいろ多分うちのほうは38メートルは対応できるということで、突発的な38メートルを超えた風速があったのではないかという話でございますので、今後またメーカーとその辺については詳細に話をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

一番初めに言ったとおりと思いますけども、点検につきましては全部一応やりました。ですので飛んだところにつきましてはすぐに現場に行きまして、状況等の確認をさせていただきましたと、以上でございます。よろしく願いします。

○議長（市原重光君） 荻野議員。

○11番（荻野新衛君） どうもごめんなさい。何したって急なやつですからね、なかなかその辺のみ込みが悪くて申しわけないです。

一番の問題はね、メーカーと連絡したけど、メーカーがどうのこうのと、これはね、はっ

きり言って、来ないとね、メーカーの信用問題になると思うんですよ。こういうものを売ってるところっていうのは、私はやっぱり信用が大事だと、メーカーの信用よりも本来町としての対応なんですよね。メーカーの信用がどうなるうともう安全第一になってなくちゃいけないと、こういうときは本来ね、メーカーが飛んで来て状況を見て、やっぱり原因分析とかやるべきだろうと、それについて今の主幹の答弁だと、非常に私はそれは緩いなど、あしたまた大風吹くかもしれない、風速計がないんだから、あとは水かけ論になっちゃう。

やっぱりこれはね、メーカーがこれだけ5つも飛んだんだから、どこに原因があったのかね、風なのか、例えば強度的に弱いのか、やっぱりその辺をはっきりさせるべきだと私は思うんですが、どうでしょうか。

○議長（市原重光君） 田邊担当主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（田邊浩一君） メーカーのほうに至急連絡をとりまして、その辺、再度その辺の協議をさせていただきたいと思います。よろしく願います。

○議長（市原重光君） ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（市原重光君） 挙手全員であります。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（市原重光君） 日程第6、議案第4号 「平成26年度睦沢町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第4号 平成26年度睦沢町一般会計補正予算（第3号）の提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、639万8,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ33億9,881万7,000円といたしました。

主な内容について、ご説明をいたします。

歳出、4款1項3目環境衛生費については、広域避難場所として指定されている土睦小学校体育館に給食棟の既設太陽光発電施設を利用し、新たに蓄電池を設置することにより、災害時の電力を確保しようとするものです。予算については、庁舎改善センターの太陽光発電施設設置工事費の執行残により、平成27年度執行予定を前倒しをし実施するものです。

7款5項1目住宅管理費については、先の台風18号でリバーサイドタウン内のカーポートの一部が破損し、強風により道の駅つどいの郷に来店していた方の車両に当たり、損傷を与えたため、カーポートの修理費及び議案第3号で協議をいただきました車両の損害賠償として修理費相当額を追加しました。

8款1項5目災害対策費については、台風18号及び19号に対応した職員の手当を追加。

10款1項1目農地農業用施設災害復旧費については、6月の豪雨災害により、佐貫地先のため池、堰袋の堤体が一部決壊しましたが、その災害査定が終了しましたので、工事費を追加するものです。

また、10款2項1目道路災害復旧費では、台風18号により、町内29か所で倒木等が発生したことに伴う賃金等を追加いたしました。

なお、これらの財源につきましては農業施設災害復旧費補助金及び前年度繰越金を追加しました。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから、質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 土睦小による蓄電池の設置ですが、災害の場合の、実際にそれが働く能力はどのぐらいの電力もつ、何日分もつとか、どのぐらいやとか。その辺のところでは現在の太陽光パネルの部分で間に合うということだと思っておりますが、そこについてご説明ください。

○議長（市原重光君） 鈴木政策企画担当主幹。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） お答えします。

土睦小学校体育館に設置する蓄電池の能力ということでございますけれども、対象となる施設については、指定避難場所となっております土睦小学校体育館の対応となります。

内容は、給食棟に設置されています既設の太陽光施設、これが11.4キロワットありますモジュールが。これを有効活用して、蓄電池システム20キロワットアワーを設置するものでございます。災害時に備えるものということでございます。

体育館の災害時に必要最小限となるということの補助事業でございますので、その最小限となる電力20キロワットアワーの内訳でございますが、屋内運動場、これの高所照明、水銀灯になっておりますけれども、これが20灯ございます。このうちの4灯分、それとステージ照明が10灯、2列ありますけれども、1列分の5灯分、それと、トイレあるいはパソコン、プリンター、電気ポット等の災害時に必要となる電源コンセント、これが対象となっております。

また、能力が今の太陽光乗ってるので大丈夫かということでございますけれども、NEDOのほうによる資料によりますと、11.4キロワットのモジュールでの発電量は一日で約33キロワットアワーということになっております。

しかしながら、発電開始から現在までの平均的な実際の発電量、これを申し上げますと約40キロワットアワー、一日に発電しております。少しずつ下がってくるとは思いますが、NEDOで出している数値よりも大きいということで、これについては校舎、体育館全てを含みます電力の約11%を賄っているということでございます。

今回、設置する蓄電池20キロワットアワーでございますので、これについては十分賄えるということでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） ほかに、質疑。

田邊議員。

○1番（田邊明佳君） カーポートなんですけれども、我が家の田んぼにも屋根が吹っ飛んで

きて業務を阻害されたんで、こうやって気軽に損害賠償請求できるならすればよかったなど思っているんですけどね。業者さんによると比較的飛びやすいようには、屋根が飛びやすいようにはできているとは聞いたんですよ。それで、頑丈に取りつけると根こそぎ持っていかれていって被害が大きくなってしまうこともあるって聞いたんですけども、今度修理する場合は、また屋根が飛びやすくするのか、それとも飛ばないようにするのか、風速何メートルぐらい対応のものにするのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（市原重光君） 田邊担当主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（田邊浩一君） 先ほどの市原時夫議員のご質問とも同じようになると思いますけども、その辺についてはメーカーとまた町のほうの方針をどうするかということは、またメーカー等と協議させてもらって復旧方法等を、またほかの棟の駐車場のほうも確認させて検討させていただきたいと思います。

○議長（市原重光君） 田邊さんいいですか、今の答弁で、首ひねってますけども。
田邊議員。

○1番（田邊明佳君） じゃあ、まだ決まってないというか、原状復帰ぐらいなんではなかね、これは、この予算は。

○議長（市原重光君） 田邊担当主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（田邊浩一君） 今の一応、補正予算の中で、つきましては一応、原状のものの飛んだ部分についての原状復旧の予算を計上させてもらってるものです。

以上でございます。

○議長（市原重光君） ほかに、質疑ありませんか。

荻野新衛議員。

○11番（荻野新衛君） 災害用の蓄電池の件ですけども、給食棟からのね、これね何か今の世の中の時流でね、太陽光、太陽光、太陽光で、蓄電池であれば災害対応いいんだというようなあれがあるけども、コストとか、年間どのぐらいの災害に必要かということを考えていくと、僕は太陽光で蓄電池、蓄電池というのはバッテリー非常に高くて、後々のこと考えるとね、前回のこの改善センターのときにも言ったんですけども、災害用であれば私は発電機を用意しとけば私は対応できるんじゃないかなというのが私の考えなんですけども。これはそっち側と僕で全然見解が違うからこれは水かけ論になっちゃうけどもね、本当の効率からいったら私は発電機のほうがいいんじゃないかなと思うんですけども。

○議長（市原重光君） 鈴木政策企画担当主幹。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） 今のご質問なんですけども、効率からいったら発電機のほうがいいんじゃないかということなんですけども、確かにおっしゃるとおりだと思います。しかしながら、自然エネルギーの活用ということで二酸化炭素の削減ということも踏まえた中でのこの設置ということになっておりますので、その辺は理解をしていただけたらありがたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（市原重光君） 荻野議員。

○11番（荻野新衛君） 主幹にそう言われるとなかなか言いづらいんですけどね、よく二酸化炭素だとかね、災害時というとね、それが全部ね、金科玉条みたいになっちゃうんだよね。だけど、じゃあ、実際災害のときに電気使うって言ったって夜でしょう、何日もそういうことってというのはめったにないわけね、そのときディーゼル発電機で今発電機も非常にCO₂とか何とか非常に低減されてますからね、私はその心配はないだろうと、CO₂だとか、防災だというとなんでも通っちゃうような風習がね、私非常に恐ろしいなということで、あえて質問したわけでございます。

○議長（市原重光君） 鈴木政策企画担当主幹。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） 非常にお答えしづらいことなんですけども、太陽光活用させてもらうということで、今現在、土睦小学校については給食棟の上に11.4キロワットの太陽光が乗っているということで、それを有効活用させていただくということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） ほかに。

田中憲一議員。

○2番（田中憲一君） 先ほどのカーポートの件なんですけども、修繕料、今回上がって先ほど保険対応ということで今してなかったと、これからそれを考えたいということでありましたが、その保険の費用はどうなっているのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） リバーサイドタウンにつきましては18棟の建物については、全て保険で加入していたんですが、附帯設備の、いわゆる設備のほうの保険には入ってなかったのが先ほど申し上げたとおり実情でございます。

今後は附帯設備も入ることは可能でございますので、入っていききたいと思います。料金的

には、細かな数字まではわかりませんが、そんなに高い、附帯設備でございますので、もとのものの価格も低うございますので、そんなに高い保険料にはならないと思いますので、今後すぐにも入っていきたいというふうに考えております。

○議長（市原重光君） 田中憲一議員。

○2番（田中憲一君） 附帯にかけていくということですが、台風特約、火災またもろもろの特約をつけると保険料多分上がってくると思うんですね、18棟とりあえず今、町のものになってますので、そこら辺で金額が、特約をどこまでつけるかでかなり変わってくると思うので、その辺、慎重にちょっと検討をされたほうがいいのかなと思いますので、そこら辺まで今、詰めているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 町が入っている建物の保険については、私が記憶している中では台風特約とか、そういったものは、たしかなかったようなことで記憶しております。もしあれば、そういったものにも加入していきたいというふうに思っております。

○議長（市原重光君） ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 平成26年度陸沢町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（市原重光君） 挙手全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（市原重光君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

会議を閉じます。

平成26年第2回睦沢町議会臨時会を閉会いたします。

皆さん、どうもご苦労さまでございました。

(午前10時57分)